

海津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成27年6月11日に海津市議会第2回定例会を海津市議場に招集する。

平成27年5月12日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番 飯 田 洋 君
3 番 六 鹿 正 規 君
5 番 川 瀬 厚 美 君
7 番 森 昇 君
9 番 橋 本 武 夫 君
11番 伊 藤 誠 君
13番 松 岡 光 義 君
15番 水 谷 武 博 君

2 番 藤 田 敏 彦 君
4 番 堀 田 みつ子 君
6 番 赤 尾 俊 春 君
8 番 浅 井 まゆみ 君
10番 松 田 芳 明 君
12番 永 田 武 秀 君
14番 服 部 寿 君

不応招議員（なし）

平成27年海津市議会第2回定例会

◎議事日程（第1号）

平成27年6月11日（木曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 平成26年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 平成26年度海津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 議案第39号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第41号 平成27年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第43号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第44号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第45号 海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 請願第5号について
- 追加日程第1 発議第3号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書について

◎出席議員（１５名）

1 番	飯 田 洋 君	2 番	藤 田 敏 彦 君
3 番	六 鹿 正 規 君	4 番	堀 田 みつ子 君
5 番	川 瀬 厚 美 君	6 番	赤 尾 俊 春 君
7 番	森 昇 君	8 番	浅 井 まゆみ 君
9 番	橋 本 武 夫 君	10番	松 田 芳 明 君
11番	伊 藤 誠 君	12番	永 田 武 秀 君
13番	松 岡 光 義 君	14番	服 部 寿 君
15番	水 谷 武 博 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第１２１条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	福 田 政 春 君
教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	服 部 尚 美 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	寺 村 典 久 君	総 務 部 企画財政課長	白 木 法 久 君
市民環境部長	鈴 木 照 実 君	健康福祉部長	木 村 元 康 君
健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務 長	伊 藤 裕 康 君	健康福祉部次長 兼 健康 課長	伊 藤 裕 紀 君
産業経済部長	中 島 智 君	建設水道部長	中 島 哲 之 君
危機管理局兼 危機管理監 監察室長	三 木 孝 典 君	教 育 委 員 会 事務局 長	伊 藤 精 治 君
教 育 委 員 会 事務局次長 (施設担当)	菱 田 一 義 君	教 育 委 員 会 事務局次長兼 スポーツ課長	石 原 義 雄 君
会 計 管 理 者	徳 永 廣 徳 君	監査委員事務局併 公平委員会 事務局書記長	荒 川 逸 夫 君

農業委員会 菱田 昭君 消防長 吉田 一幸
事務局 長

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青木 彰	議会事務局 議会総務課長 議会調査係長	古川 和典
議会事務局 議会総務係 議会総務課長	渡辺 美香		

◎開会宣告

○議長（水谷武博君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年海津市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前8時58分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において9番 橋本武夫君、10番 松田芳明君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（水谷武博君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今定例会は、本日から6月22日までの12日間にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月22日までの12日間とすることに決定いたしました。

◎報告第1号 平成26年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから
議案第46号 工事請負契約の締結についてまで

○議長（水谷武博君） 日程第3、報告第1号から日程第21、議案第46号までの19議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 本日、平成27年海津市議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多忙のところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件10件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第1号の平成26年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成27年第1回定例会の平成26年度海津市一般会計補正予算（第5号）にて、繰越明許費の設定をした5事業につき、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号の平成26年度海津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、農林水産業費、農業費、農地費、南濃町吉田地内吉田村下農道整備事業におきまして、土地売買契約を締結したところではありますが、地権者等の協議に時間を要し、土地売買契約の全額を平成27年度に事故繰り越ししたもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

次に、報告第3号の専決処分の報告につきましては、本年3月10日に平田町仏師川の市道において、公用車と軽自動車との交差点内での出会い頭衝突事故が発生し、その後、市内在住の軽自動車を運転していた相手方と和解し、損害賠償金を支払うものであり、地方自治法第180条第1項の規定により平成27年4月22日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第4号の専決処分の報告につきましては、報告第3号で説明いたしました交差点内での出会い頭衝突事故により、事故現場に隣接するフェンスを破損させたことに対し、所有者である西美濃農業協同組合と和解し、損害賠償金を支払うものであり、地方自治法第180条第1項の規定により平成27年4月22日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第5号の専決処分の承認を求めることにつきましては、平成26年度海津市一般会計補正予算（第6号）を平成27年3月31日付で専決処分に付したものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ163億4,592万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、諸支出金、月見の里南濃運営特別会計繰出金100万円を追加いたしまして、その補正財源として繰越金を充てるもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第6号の専決処分の承認を求めることにつきましては、平成26年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第2号）を平成27年3月31日付で専決処分に付したものであります。

歳入歳出の増減はなく、決算におきまして収支不足が見込まれましたので不足見込み額100万円を、歳入の使用料及び手数料で道の駅使用料のスペース使用料を70万円、諸収入、雑入で道の駅共益費30万円を減額し、一般会計繰入金100万円を追加したもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第7号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されるに伴い、法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額の見直し、住宅借入金等特別税額控除の対象期間の延長、ふるさと納税のワンストップ特例の創設、固定資産税の負担調整措置の対象期間の延長、二輪車等にかかわる軽自動車税の税率の引き上げ時期の延長及び三輪以上の軽自動車税のグリーン化特例の創設などを主な内容とする海津市税条例等の一部を改正する条例を平成27年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第8号の専決処分の承認を求めることにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年4月1日に施行されることに伴い、課税限度額を引き上げ、低所得世帯への軽減判定所得などを主な内容とする海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成27年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第9号の専決処分の承認を求めることにつきましては、厚生労働省告示第78号により、特定介護保険施設等における居住等に要する費用の額が改正され、平成27年4月1日から適用されることにより、多床室の居住費を改める海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例を平成27年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第10号の専決処分の承認を求めることにつきましては、介護保険法の改正により低所得者の第1号保険料軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に施行されたことに伴い、所得段階第1段階の介護保険料を改正するため、海津市介護保険条例の一部を改正する条例を平成27年4月10日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、人事案件2件について、その内容を御説明申し上げます。

諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成27年9月30日に任期満了となります海津市平田町須賀384番地、片野規子氏を引き続き委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第39号の海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成27年7月18日に任期満了となります海津市南濃町松山655番地、加々本紘一氏を引き続き委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2、第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、予算案件2件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第40号の平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ8,596万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ158億6,896万円にするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費の戸籍住民基本台帳費で、国庫補助金を財源にJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に対します個人番号カード発行等交付金1,292万8,000円、市民活動費、自治振興費では、一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業である一般コミュニティ助成事業が決定しましたので、奥条区、徳田区に対します集会場整備に要するコミュニティ助成事業助成金340万円を追加し、一方で、当初予算の一般財源にて手当てしておりました奥条区の集会場整備補助金84万5,000円を減額いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、やすらぎ会館管理費で、ふぐあいが生じておりました空調設備について、更新のための設計がまとまりましたので、工事請負費等3,855万6,000円を追加し、児童福祉費、母子福祉費で、母子生活支援施設措置費について、1名分の措置費を見込んでいましたが、母子1名ずつを措置することになったこと等により、母子生活支援施設措置費負担金270万円を追加し、生活保護費、生活保護総務費で、住宅補助、冬季加算の基準額改定に伴いますシステム改修費32万4,000円を追加いたしました。

次に、農林水産業費の農業費、農業振興費で、県補助金を財源に、西美濃農業協同組合が計画しておりますトマト部会員への炭酸ガス発生器10台の機械施設導入費195万4,000円、鹿野、札野、平原及び脇野営農組織の法人化経費を助成する集落営農組織化・法人化支援交付金200万円を追加し、林業費、林業振興費で、揖斐川町にて開催されます全国育樹祭の開催機運を盛り上げる木引きや木曾三川子ども狂言公演など、100年の森づくりリレーに要する経費30万円を追加いたしました。

次に、消防費の消防施設費で、一般社団法人日本損害保険協会から救急自動車両の寄贈決定を、また会社創立120周年記念事業の地域貢献として中日本氷糖株式会社より消防指揮車の寄贈提案をそれぞれいただきましたので、高度救急処置用資機材、機装、車両の登録費等1,255万5,000円を追加し、また地元要望によります消火栓の新設に伴い、今後の消火栓設備整備見込み分が不足するため、水道事業会計負担金415万円を追加いたしました。

次に、教育費の保健体育費、体育施設費で利用者から平田グラウンド観客席新設要望があり、120人分の観客席新設工事費793万8,000円を追加いたしました。

歳入につきましては、民生費国庫負担金で母子生活支援施設措置費負担金135万円、総務費国庫補助金で個人番号カード交付事業費補助金1,292万8,000円、民生費国庫補助金で生活保護適正実施推進事業補助金16万2,000円、民生費県負担金で母子生活支援施設措置費負担金67万5,000円など応分の負担金等を追加し、農林水産業費県補助金で元気な園芸特産産地

育成対策事業補助金195万4,000円、集落営農組織化・法人化支援交付金200万円、諸収入の雑入で、公益社団法人岐阜県山林協会より100年の森づくりリレーに要する経費を10分の9の補助率により27万円、一般財源法人自治総合センターよりコミュニティ助成事業補助金340万円、繰越金で今回の補正の一般財源として前年度繰越金6,322万1,000円を追加いたしました。

議案第41号の平成27年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入に415万円を追加し、補正後の予算額を3,945万円、資本的支出に448万2,000円を追加し、補正後の予算額を5億1,538万2,000円とするものであります。

補正内容につきましては、地元要望によります消火栓の新設に伴い、今後の消火栓設備整備見込み分が不足するため、収入で水道事業会計負担金415万円、支出で工事請負費448万2,000円を追加するものです。

続きまして、条例案件等について順次御説明申し上げます。

議案第42号の海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例につきましては、厚生労働省告示第107号により、特定介護保険施設等における居住費に要する費用の額が改正され、平成27年8月1日から適用されることにより、特別養護老人ホームサンリバー松風苑の多床室の居住費を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第43号の海津市市営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、老朽化により南濃第三市営住宅10戸を解体したことにより、管理戸数を30戸から20戸に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第44号の海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、次世代育成支援行動計画の計画期間終了に伴い、次世代育成支援推進協議会委員の報酬を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第45号の海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例の一部を改正する条例につきましては、次世代育成支援行動計画（海津市子育て夢プラン）の計画期間終了に伴い、次世代育成支援行動計画の文言を削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第46号の工事請負契約の締結につきましては、海津市南濃町地内中学校適正配置計画に基づく海津市城南中学校北舎大規模改造工事につき、8者参加による4月22日の指名競争入札の結果、海津市海津町馬目276番地1、株式会社伊藤工務店と契約額1億7,928万円で契約締結するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水谷武博君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから、順次質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第1号の平成26年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

また、報告第2号の平成26年度海津市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

報告第3号と報告第4号の専決処分の報告についても、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

それでは、報告第5号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 服部寿君。

○14番（服部 寿君） 報告第5号につきまして質問させていただきますが、議長にお許しをいただきたいんですが、報告第6号にも関連いたしますので、ここで諸支出金100万円を月見の里運営に入れるということと、あと入りのほう、月見の里特別会計の入りのほうも関連がありますので、あわせて質問させていただきますので、御了解よろしくをお願いします。

まずもって市長から提案説明のありました入りのほうの月見の里南濃の特別会計のほうなんですが、年度末において諸事情で費用が足りないから一般会計のほうから100万円繰り入れるということでございます。それで、報告第6号のほうでございしますが、入りのほうの中で、道の駅使用料と、あと雑入の中のいわゆる収入減の詳しい状況を、もっと詳しくお知らせいただきたいことと、合併して10年でありますけれども、このような一般会計から年度末に収入減が生じたりということで繰り入れた例は、私は記憶にないと思いますが、その過去の例も教えていただきたいと思います。以上、お願いいたします。

○議長（水谷武博君） 産業経済部長 中島智君。

○産業経済部長（中島 智君） ただいまの服部議員からの御質問でございますけど、月見の里南濃の特別会計でございます。

いろいろ精査いたしまして、当初いけるであろうという目測はしておりましたが、天候不順等の理由によりまして農産物等の出荷量の減少、なおかつ道の駅の利用者の減少等に伴いまして、物産館、テナント料の売り上げが減少したということで、今回このような補正をさせていただいたわけでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（水谷武博君） あと、部長、過去にありましたかという質問もありました。

○産業経済部長（中島 智君） 過去にはございません。今回が初めてでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 服部寿君。

○14番（服部 寿君） いろいろ一般質問等もさせていただいておりますが、月見の里南濃の特別会計の運営に関して、改善すべき点も申しております。空きテナント等もそうですが、今部長が答弁で申し上げられました天候不順等、また利用客の減少等ということは、今までもあったはずなんですけれども、これは特別会計の中のこともわかりませんが、ちょっと考え方が甘いんじゃないか、収入減が生じたら一般会計から繰り入れてもらえるでいいじゃないかという安易な経営的なミスではないかと思います。専決処分でありますので、反対はいたしかねませんが、こういったことがあること自体が甘いんじゃないかという指摘をさせていただきます。部長が申しました過去10年間はないということでもありますので、当然企業努力等もされておるとは思いますけれども、重ねて申しますけれども、月見の里南濃の運営体制の改善を何度か申し上げさせていただきました。それに対しての回答といいますか、空きテナントの今の条例改正等も含めて、何とか収入減を克服するといいますか、一般会計に頼らない特別会計でありますので、運営をしていただくのが本当でございますが、市長、その点に関しまして、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（水谷武博君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 服部議員さん、おっしゃるとおりであります。

ずうっと、去年の売り上げ、あるいはお客さんの情勢を見ておりましたら、11月までは両道の駅とも、お客さんも売り上げもふえておったと。ところが天候不順によりまして、12月、1月が大幅に客も売り上げも下がったということでございまして、こういった結果を招いたことは、議員御指摘のとおり、判断が緩かったということであろうかと思います。

内容を精査し、そしてより経営改善に向けて、これから努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水谷武博君） そのほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認をいたすことに決定いたしました。

続きまして、報告第6号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。報告第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認をいたすことに決定いたしました。

続きまして、報告第7号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第7号を採決いたします。

お諮りをいたします。報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

続きまして、報告第8号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第8号を採決いたします。

お諮りをいたします。報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認をいたすことに決定いたしました。

続きまして、報告第9号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） それでは、この使用料を320円から370円に50円上げるという根拠と
いうのか、この中には、前にお聞きした中にはいろんな平均的な費用の額だとか事業所の状
況、その他の事情を勘案して定める額というふうのが、この3月19日に改正されたのでとい

うふうな話を聞いているんですけども、50円で十分なのか、それはどういうところで50円にされたという、そういうちょっと根拠みたいなところを教えてくださいませんか。

○議長（水谷武博君） 健康福祉部長 木村元康君。

○健康福祉部長（木村元康君） 根拠でございますが、多床室におけます居住費につきましては、家計調査の光熱水費の額をもとに設定がされております。そこで直近、これは平成25年でございますが、調査の結果が基準費用額、現在これは1日当たり320円の、月にしますと30日換算で9,600円ということになっておりますが、この金額を上まって1万1,215円ということで、これを1日当たりになりますと373円ということでございます。それで、この差額分、端数は切りまして50円を上げるという基準が国のほうで新たに設定されましたので、これに従い改正をさせていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水谷武博君） そのほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第9号を採決いたします。

お諮りをいたします。報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第10号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第10号を採決いたします。

お諮りをいたします。報告第10号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、報告第10号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

続きまして、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 松田芳明君。

○10番（松田芳明君） この方がどうのこうのというわけではございませんが、定例会議案の36ページの履歴を見させていただくと過去9年間続けていらっしゃるということで、同一人物で余りにも長いような気がするんですが、このあたりのことは考慮されたのかどうかお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（水谷武博君） 市民環境部長 鈴木照実君。

○市民環境部長（鈴木照実君） 松田議員の御質問でございますけれども、経験が結構ありますけれども、75歳までは継続して再任ができるというようなことになっておりましたので、今回、経験豊富で見識もあるということで再任をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 松田芳明君。

○10番（松田芳明君） 今、75歳とおっしゃったんですが、ということは、もし妥当な方がいらっしゃらなかったら、この方に75までお願いする可能性もあるということですか。

○議長（水谷武博君） 市民環境部長 鈴木照実君。

○市民環境部長（鈴木照実君） 可能性はないとは言えませんが、また3年お願いした後の状況を踏まえて判断したいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 松田芳明君。

○10番（松田芳明君） 特にこのことに異議を申し上げるつもりはありませんが、より多くの市民の方の代表という形で人選を進めていただきたいと思いますので、余り長くというのは芳しくないというふうに思いましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（水谷武博君） そのほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。諮問第1号について、適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、議案第39号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第39号を採決いたします。

お諮りをいたします。議案第39号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

続きまして、議案第40号から議案第45号までの6議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第40号 平成27年度海津市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） それでは、生活保護総務費のところでのシステム改修というふうに言われました。その中でも住宅費と、それと冬季加算というふうなことの変更ということになりましたけれども、その内容もちょうともう少し詳しくお願いしたいのと、それとともに海津市にはどういう影響があるのかないのか、これはシステムは影響がなくても変えていなくちゃいけないというふうなことはわかるんですけども、その点について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（水谷武博君） 健康福祉部長 木村元康君。

○健康福祉部長（木村元康君） お答えします。

まず住宅扶助の関係でございますが、床面積によりまして、極小と申しますか、小さな面積に対して減ずる措置がとられております。このことによって、市内で影響を受ける方はまずお見えにならないものではないかというふうに思っております。

それと、冬季加算につきましても、一世帯当たりの措置人員によって区分が設けられたというようなことでございます。これはその世帯の状況によって、全く影響がないとはいい切れませんが、今後算出する中で、例えば減額になる方がお見えになられた場合は、それは説明をしっかりとしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水谷武博君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第41号 平成27年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） 消火栓の新設工事というふうにございますけれども、これはまたどこ
の地域か、そしてまた、その地域では防火水槽というものはつくることのできないのか、お
尋ねします。

○議長（水谷武博君） 暫時休憩します。

（午前9時40分）

○議長（水谷武博君） 休憩を解きます。

（午前9時41分）

○議長（水谷武博君） 建設水道部長 中島哲之君。

○建設水道部長（中島哲之君） 場所につきましては蛇池でございます。それで、近くには防
火水利はないと思いますが、詳しいことは消防長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（水谷武博君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 消火栓の新設とか、その箇所につきましては、当初予算の折の数、
数というか新設要望ですね、その数に加えてまして今回補正をお願いするのは、その他にまた
予定要望の数よりも、加えてまたさらに要望数がふえたということもありまして、今回、ち
ょっと細かい場所的なことを申し上げられませんが、予定よりも要望数がふえたとい
うことで、その要望を可能にするための補正予算ということで御理解をお願いしたいです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） この予算に反対するものではございませんけれども、質疑でござい
ますけれども、今、私がお尋ねしたのは、その地域にとって、やはり住民の生命・財産を守る
消防の水利、消火栓、これは大変重要なものと判断をします。しかし、先ほどもお尋ねした
ように、防火水槽の新設ができる地域かできない地域か、また消防長に関しては、消防長
のお考えの中では、できれば水利として防火水槽の新設を要望していただきたい。また、要望
がなくても今後そういった消火栓の本数よりも水利の確保、これを考えたらどうかなあ、私
どもはそう思うんです。

従来からお尋ねするのは、消火栓、消防車、人間、そういったものが幾らふえても、水利
が一番肝心ですよという話を以前から聞きました。また、私ども旧平田町においては、こう
いった防火水槽の建設については地元の協力が欠かせないというようなことがございました。

今後、こういった消火栓の新設等々に関しまして、また地域の方々に水利の確保の重要性
を説いて、消火栓の新設よりも水利を建設するように働きかけるつもりがあるのかどうか、

ちょっと参考までにお尋ねします。

○議長（水谷武博君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 六鹿議員がおっしゃるとおり、防火水槽も非常に大切でございますが、消火栓につきましても、これはやっぱり初期消火ということで、付近の住民の方が栓をあけて、すぐ水が出るものが消火栓でございます。これがやっぱり速消ということで、これはこれでまた非常に大事なものでございます。

防火水槽につきましては、消防団のポンプ、消防本部のポンプを配備というか、そちらにつけて、それで水を吸うと。吸って、タンク車とかですね、水槽付消防ポンプ自動車、そちらに送水するという目的であるものでございますので、どちらも並行して進めていかなきゃならないものと思っております。

消火栓につきましては、ある建物の前とかに設置されておるわけですが、その建物がなくなって、次に別のものが建つと、そうするとそこがまた玄関になるとか通り口になるから、その消火栓を移設してくれという要望もまたあるわけで、こちらもやっぱりそれを動かない限り、またそちらに家が建たないとか建築に支障を来すということが多々ありますもので、その移設要望もまた毎年それなりの数で参ってまいりますので、それはそちらでまた対応しないと個人的な不利益になるということで、それも対応をなるべく早く対応するようにしているところでございまして、六鹿議員がおっしゃるとおり、継続して防火水槽の建設と消火栓の整備は同時進行で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（水谷武博君） そのほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第42号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） それでは、先ほども専決処分のところでお尋ねしたところ、この370円、これは光熱水費をもとに決めて50円アップというのはわかるんですけども、これが4カ月たって、すぐにもこうした実際の1日370円を840円に上げるというふうにこの条例案が出ましたけれども、470円上げる理由というのが、先ほどお聞きした平成25年の光熱水費の、直近の光熱水費をもとにというふうに言われたんですけども、それからそのときから考えて、今、平成27年になっても、こんな倍になるような状況ではないような気がするんですし、それから、はっきり言って上げてほしくはありませんけれども、個室のほうだって

同じようなことが言えるわけじゃないですか。それで、その上4人部屋の場合と個室とでは、その方にとっての利益というのか、4人部屋はある程度の我慢もしなくちゃいけないし、個室はある程度の状況ではあるもので、そういうことから考えて、この370円を470円アップして840円にする理由というのを教えてください。

○議長（水谷武博君） 健康福祉部長 木村元康君。

○健康福祉部長（木村元康君） お答えします。

先ほどは光熱水費の動向によって使用料を上げさせていただくというものでございましたが、今回は介護報酬そのものでございますが、介護報酬のほうが、多床室におけます介護報酬が4月1日で861単位、1単位10円でございますので8,610円となっておりますが、これが8月1日で8,140円に引き下げられると。要は、470円介護報酬が、特養につきましては引き下げがされることが決定しております。それで、この470円を賄うものとして、今回使用料にその部分を足させていただくというものでございますが、この引き下げの根拠は、従前から居住部分については建物減価償却相当額と光熱水費を給付対象外として、要は実費負担ということで求められておりました。それで、老健等につきましては、それに基づいて、多床室以外ですね、個室等につきましては費用徴収されておりましたが、今回この多床室についても減価償却の部分も給付対象外としまして個室と同じ扱いとされたというところでございます。

その大きな根拠としましては、一つの概念の中に特別養護老人ホームは住まいであるという判断がございまして、在宅で介護を受けられておみえになる方々とうこういった施設入所をされてみえる方々 ―― 要は同じ住まいですが ―― 均衡を保つ意味で、今回、長く据え置かれてきたわけでございますが、個室と同じような扱いがされたことによるものでございますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水谷武博君） そのほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第43号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑はないものと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第44号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑はないものと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第45号 海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま質疑を行いました議案第40号から議案第45号までの6議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第45号までの6議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、審査は6月19日までに終了し、議長に報告を願います。

続きまして、日程第21、議案第46号 工事請負契約の締結についての質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。

お諮りします。議案第46号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎請願第5号について

○議長（水谷武博君）　続きまして、日程第22、請願第5号について議題といたします。

平成27年5月21日に受理いたしました請願第5号は、会議規則第139条第1項の規定により、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、文教福祉委員会に審査を付託したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、審査は6月19日までに終了し、議長に報告を願います。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午前9時55分）

○議長（水谷武博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時56分）

◎発議第3号　安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書について

○議長（水谷武博君）　ただいま、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書について提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君）　異議なしと認めます。よって、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書についてを追加日程第1として、直ちに議題といたします。

ここで追加日程を配付いたします。

〔追加議事日程の配付〕

○議長（水谷武博君）　配付漏れはありませんか。

それでは、追加日程第1、発議第3号　安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

7番　森昇君。

〔7番　森昇君　登壇〕

○7番（森　昇君）　それでは、提案説明を申し上げます。

発議第3号、海津市議会議長　水谷武博様。提出者、海津市議会議員　森昇、賛成者、永田武秀、賛成者、伊藤誠。

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

理由につきましては、安全保障関連法案について、公聴会や地方公聴会も含めて、広く国民を巻き込み徹底した議論をおこなうよう求めるものでございます。

政府が今国会に提出された「安全保障関連法案」は実質11本に及び、国防、安全保障の根幹にかかわり、国民生活に影響を及ぼす重要な問題であることを鑑み、国会において十分な時間をかけた審議を行うとともに、公聴会や地方公聴会も含めて、広く国民を巻き込んだ徹底した議論を行うことを求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年6月11日、岐阜県海津市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣でございます。

よろしく御審議を賜りますように、お願いを申し上げます。以上です。

○議長（水谷武博君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 堀田みつ子君。

○4番（堀田みつ子君） 今回、慎重審議を求める意見書というのを議運のほうにお願いしたところ、こうして出していただいたというところもあるんですけども、この安全保障関連法案というのは、今までの国の成り立ちというか、国のあり方を根幹から変える、そういうこととか、ぜひ今回の国会では決めていかないようにということも含めてお願いはしたんですけども、そこでちょっと短くなってしまったなあと思いながら、議運ではどのような意見が出たんでしょうか。それだけを、日本共産党としては、当然この安全保障関連法案というのは、国民の方の反対もあるし、わからないということを言われている方もあるし、反対なんですけれども、せめて慎重審議を求めたいと思うもので、どのような、議運でのこうした、あって出していただけたのかなあというのを、よろしくお願いいたします。

○議長（水谷武博君） 森昇君。

○7番（森 昇君） 議運の中では、安全保障問題についてはなかなか重要な問題でありますので、これは時間をかけて慎重審議をするべきだという、ほぼ全会一致という形で議運の中では答えが出ました。

○議長（水谷武博君） そのほか、ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） この意見書の提出、これは本当に重要なことで、私もこれには賛成をしますけれども、この中に意見書案の中に書き込まれてあるように、公聴会や地方公聴会も含めてというふうにあります。広く国民を巻き込んだ、そういったことから、この海津市独自でも、こういった公聴会等々を催してはどうなのかと。そういったその結果を踏まえて、上層部へこういった意見書を提出する、これが最も重みのある方法ではないのかなあと思い

ますけれども、そういったことは議運のほうでは考えられなかったのか、また提案者のほうでは、そういった思いがあるのかないのか、お尋ねします。

○議長（水谷武博君） 森昇君。

○7番（森 昇君） 議運の中ではそういう意見はございませんでしたけど、今後検討していくべき課題だというふうには思っております。

○議長（水谷武博君） そのほか、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第3号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣に送付をいたします。

◎散会の宣告

○議長（水谷武博君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、次回は明日6月12日に再開をいたしますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。以上でございます。

（午前10時05分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成27年8月19日

議 長 水 谷 武 博

署 名 議 員 橋 本 武 夫

署 名 議 員 松 田 芳 明